

特定建設作業の届出はお早めに

騒音規制法や振動規制法では、建設や解体等の建設作業のうち、くい打機やさく岩機などの使用により著しい騒音や振動が発生する作業を「特定建設作業」として規定しており、伊勢原市内の下記の指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事等を行う場合は、事前に届出を行ってください。ただし、特定建設作業に該当する作業がその作業を開始した日に終わるものは、届出不要です。

○届出者

特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする元請業者

○届出様式

特定建設作業実施届出書（様式第9）

*「騒音規制法」及び「振動規制法」に基づく届出書の様式で提出をお願いします。

また、記入の際は、届出様式中の備考欄の注意書きをご確認ください。

○添付書類

- ① 当該特定建設作業の場所の付近の見取図
- ② 特定建設作業を伴う建設工事等の全工程の概要を示した工事工程表
*工程表中に『特定建設作業の工程を明示してください
- ③ 特定建設作業で使用する重機等のカタログの写し（型式や仕様がわかるもの）

○届出期限

特定建設作業の開始日の7日前まで

*届出日から作業開始日まで、中7日間空ける必要があります。

○提出部数

正本及びその写し（副本）の合計2部

○指定地域（届出の必要な地域）

工業専用地域を除く、市内全域



近年は、環境法令にて規制される建設作業以外であっても、騒音、振動及び粉じんの苦情が寄せられることがあります。建設工事や解体工事等を行う場合は、発生する騒音や振動、粉じんなどに対し、対策※を講じるとともに、近隣住民の理解を得ながら工事を行えるよう、御配慮をお願いします。

（※工事等の事前周知や周知内容の遵守、苦情・被害発生時の誠実な対応、低騒音・低振動型重機等の使用、防音・防じん等のための仮囲いや養生シートの設置、散水等による防じんなど）

そのほか、アスベストに関して、建築物等の解体・改修工事等の実施に当たっては、大気汚染防止法に基づき、アスベスト使用の有無等について、事前調査や調査結果の掲示等を行う必要がありますので、詳細は、県湘南地域県政総合センター環境保全課（0463-22-2711）まで、お問合せください。

○特定建設作業に該当する作業一覧

《騒音規制法》

- 一 くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
- 二 びよう打機を使用する作業
- 三 さく岩機を使用する作業（※1）
- 四 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
- 五 コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m³以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
- 六 バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。）を使用する作業
- 七 トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。）を使用する作業
- ハ ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。）を使用する作業

《振動規制法》

- 一 くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
- 二 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
- 三 舗装版破碎機を使用する作業（※1）
- 四 ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（※1）

※1 作業地点が連続的に移動する作業にあっては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限ります。

○特定建設作業に伴って発生する騒音・振動の規制に関する基準

特定建設作業の規制基準は、次のとおりです。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合や、道路の占用・使用の許可に特定建設作業を夜間に使うべき旨の条件が付された場合など、適用されない場合があります。

規制種別	工業地域内の一帯地域（※2）		左記以外の地域			
	騒音規制法	振動規制法	騒音規制法	振動規制法		
騒音・振動の基準値（※3）	85デシベル	75デシベル	85デシベル	75デシベル		
作業を行う時間帯	午後10時から翌日午前6時までの時間内でないこと		午後7時から翌日午前7時までの時間内でないこと			
1日あたりの作業時間	14時間を超えないこと		10時間を超えないこと			
作業日数	連続6日を超えないこと					
作業日	日曜日その他休日でないこと					

※2 工業地域内で、学校、保育所、病院及び診療所（入院施設のあるもの）、図書館並びに特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園から80mを超える地域

※3 「基準値」は、特定建設作業のうち、特定建設作業の場所の敷地の境界線での値です。